

当法人が運営する認定こども園における 1号認定利用申込者の定員超過時の選考基準について

社会福祉法人春日福祉会が運営する認定こども園に入所希望する1号認定児が定員を上回った場合は運営規定第14条2項による選考方法により入所決定する

以下、運営規定第14条2項抜粋

入園希望児が利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の①から⑧の順により選考を行い、園長が入園者を決定する。①～⑧の順により選考出来ない場合は抽選とする。

- ①次年度入所の申込期間内の申込である。
- ②入園希望児が入所希望年度の前年度に当園に入園している。
- ③入園希望児の兄弟姉妹が入所希望年度の前年度より当園に入園している。
- ④当園との連携小学校区に在住である。
- ⑤春日町内に在住である。
- ⑥同居親族に関係なくひとり親である。
- ⑦保護者(父母)以外で自宅で保育が可能な親族がいない。
- ⑧保護者(父母)以外で自宅で保育が可能な親族が高齢又は病気である。